

審 査 決 定 報 告 書

建設企業委員会

令和6年第3回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第87号の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

本案については、9月12、13日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第87号 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）

橋梁上部工製作工（下り線）工事請負契約の変更について

本案は、線路敷地への落下物防止柵を追加設置するとともに、斜路階段の高欄の材質をアルミニウム合金製に変更するものであります。

委員会では、変更に至る経緯について、変更金額の内訳について、材質の変更による維持管理費の見通しについて、設備の設置基準について、目隠し板の材質、形状、設置方法及び柱接合部の腐食対策について、当該路線の未整備区域における進捗状況について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「設備の維持管理に十分配慮しながら、早期の供用開始に向け、着実に事業を推進されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第87号

原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和6年9月24日

水戸市議会議長 大 津 亮 一 様

建設企業委員会

委員長 綿 引 健